

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業の取組を応援します



みどり認定

を受けませんか

みどり認定とは？

- 食料・農林水産業の持続可能性と生産性向上を目指す
「**みどりの食料システム戦略**」の実現に向けて、
令和4年に制定された「**みどりの食料システム法**」に基づき、
環境にやさしい農業（環境負荷低減事業活動）
に取り組む生産者を支援・促進する認定制度です。

認定を受けるメリット

- **設備投資の際の税制優遇が受けられます。**（詳細は裏面へ）
認定計画に基づく設備投資の際、導入した初年度の所得税・法人税が優遇されます。
- **さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。**
認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。
- **日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。**
農業改良資金等の貸付を受けられます。（償還期間の延長：10年→12年）



対象事業はこちら

（令和6年4月）

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

環境負荷低減事業活動とは？

認定の対象となる「環境負荷低減事業活動」とは、**農林水産業の持続的発展**を確保するため、次のような「**環境にやさしい農業**」を実践するものです。

- ❖ **土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減**（慣行栽培に比べて2割以上低減）
- ❖ **温室効果ガスの排出削減**（燃油の使用低減や水稻中干期間の延長等）
- ❖ その他**環境負荷低減に資する活動**（農業用プラスチック資材の排出削減等）

●みどり認定を受けるメリット

【設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！】

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**できます。（機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%）

<税制特例の対象機械(一例)>



税制対象一覧
はこちら



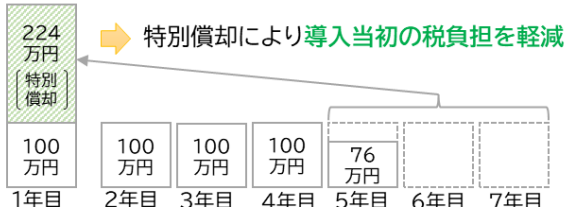
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得すると、税制の適用を受けられません。



●お問合せ先

環境負荷低減事業活動の実施場所	県の機関名		電話番号
広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	西部農林水産事務所	農村振興課 産地推進係	082-513-5417
呉市、江田島市	西部農林水産事務所 呉農林事業所	農村振興課 産地推進係	0823-22-5400
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部農林水産事務所 東広島農林事業所	農村振興課 産地推進係	082-422-6911
福山市、府中市、神石高原町	東部農林水産事務所	農村振興課 産地推進係	084-921-1311
三原市、尾道市、世羅町	東部農林水産事務所 尾道農林事業所	農村振興課 産地推進係	0848-25-2011
三次市、庄原市	北部農林水産事務所	農村振興課 産地推進係	0824-72-2015
県内全域	広島県庁	農業技術課	082-513-3585